

21年度に波及をさせていきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○佐々木謙二議長 9番、渋谷佐輔議員。

○9番 渋谷佐輔議員 最後に一言ですが、市長は、施政方針の最後に、「なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人のなさぬなりけり」という鷹山公の遺訓を述べられました、私も、鷹山公の遺訓として誠実に謙虚に、そして慈愛の心、慈悲の心でというのが好きなんです。ひとつ市長も、そういう誠実に謙虚に、慈愛の心でたずなを握っていただければありがたいなと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○佐々木謙二議長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

+

○佐々木謙二議長 休憩前に引き続き、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

蒲生吉夫議員の質問

○佐々木謙二議長 順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 3月定例市議会に当たりまして、革新クラブを代表いたしまして市政一般に対して通告しております4点について質問をいたします。

最初に、施政方針についてお聞きいたします。中でも互助のタイトルにしておりますように、

「市民との協働と地域コミュニティの強化により、互いに支えあう社会の実現を」とのことですが、足早に高齢社会・地域が到来し、あと数年後に戦後生まれの世代が大量に65歳を迎えるころになると、さらに超高齢化へと加速することは間違いありません。その意味では、方針で引用されているように、「鷹山公が集合体の互いの助け合いを大切にしたように、それぞれの立場で互いに力を出し合い、協働のまちづくりを進める」として、この方針は全体的を射ていると考えております。

しかし、方針において生涯学習の中核施設として地区公民館活動のあり方について述べておりますが、そこだけでは不十分だと思います。地区公民館の活動は、独自にその組織体のすべての活動があるわけではなくて、それぞれの地域にある分館活動、地区長を中心とした地区活動、老人クラブやミニデイサービス、または子供育成会の活動、教育振興会や歴史研究会などの多くの生涯学習に関連した自主的活動があることを忘れてはなりません。その中でも、地域コミュニティ活動のかなめは地区長が担っていると私は思っております。

施政方針で言っているような「市民と行政の重要なつなぎ役であり、市民の代表」という見方は一方的に行政側から見たものであり、行政が委嘱をしていますので、条例、地区長の職務で定めているように、行政から発行される配布物を漏れなく配布する、行政の考えていることを平等に伝えるなども大切な事項であります。最も大切な地区長の仕事は、地区全体、安全・安心に目配りをし、地区民の一人一人が困っていたら、みんなでカバーをする、地域のトラブルがあったら調整役もする、いつも地域の行事には中心的に活動するなど、まさに地域コミュニティのかなめであります。

特に中央地区の除く周辺部は、大字単位で区政をとっている地区が多く、大字単位では区の

+

役員がその中心を担っているのではないのでしょうか。地域コミュニティにとって大切なその組織を維持するためにも、費用を出し合っていると思います。その額は、地域によって大きく異なると思いますが、わかりやすいように私の住んでいる川原沢南の場合を例に紹介します。ちなみに地区費は年3期に分けて集金をし、1万2,000円、区費は年2回で集金し、9,000円、合計2万1,000円であります。そのほか関係する経費として、川原沢分館として使っております集落センター前消雪工事費として、平成18年10月から24カ月間、1戸当たり1,000円の集金をしています。まさに地域コミュニティを大切にしている経費として拠出し合っているのです。

このように地域のコミュニティは、子供育成会、分館、農村地域では農業関係団体など、さまざまな団体の協働による活動で成り立っていると考えております。ここで心配なことは、長井市地区長設置条例の一部改正で、地区長手当を減額することで行政経費は低減しますが、結果として、その分住民負担にならないだろうかということでもあります。地区長の補助員である隣組長の手当は、ほとんど1年交代なので、全員が平等に担うようになっていると思いますので、少しは理解を得やすいと思いますが、それにしても、いきなり半分では急激過ぎます。地区長は、皆が担うわけではないことを念頭に置かなければなりません。

この条例改定は、やり方の問題でもあります。調整手当を廃止するのであれば、地区長手当の平等割・均等割の比率を変えても最低現行を維持すべきであると考えます。条例において地域コミュニティ活動のかなめに対する経費を削減し、施政方針において「地域コミュニティの強化」とは矛盾する表現と感じますが、どのように理解すればよろしいのでありましょうか。

次に、2つ目の児童センターの負担金と保育計画についてお聞きいたします。

議案第28号で提案になっております児童センターの設置条例の一部を改正する条例は、一部の改定となっておりますが、制度的な大改革との認識を持っております。今年度までの児童センターの使用料は1万3,000円に、おやつ代2,000円を加え、月額1万5,000円を一律に徴収しておりますが、提案では、負担金として所得階層区分により4段階において負担をいただくという案ですが、階層区分による所属人数でシミュレーションしてみましたところ、1人当たり平均1年で2万5,900円の父母の負担増になることがわかりました。このように制度的な大改革にもかかわらず、施政方針において全く触れられていないのはなぜでありましょうか。

私は、昨年の9月定例会市議会一般質問において、「老朽化した園児バスから更新すべきでないか」という質問と「保育計画の策定をする必要がある」との提言に対して、市長は、「老朽化した認可保育園もあり、市内の児童センター全体の統廃合などを見据え、今年度中に保育計画をつくってまいります」と答えています。そして、2月の厚生常任委員会協議会において、「長井市の保育における児童センターのあり方について」が提示されました。しかし、「これは実現性のある保育計画策定のための基礎資料とするために、現状の課題などを整理し、考えられる方向性を提示させていただくものとします」というように、言ってみれば中間報告的なものであります。にもかかわらず、このたびの条例改定案では、きちっとした保育方針が提示される前に使用料から負担金への改定による大幅値上げとの提案となったのは、市民の理解を得るには大変と感じたところでもあります。

こういった制度改定は、現在、児童センターに通園している父母のみならず、世代を超えて続いていくものでありますので、慎重かつ長期的展望に立った提案とするべき課題と考えておりますが、いかがでありましょうか。

+

3番目に、議案第36号で提案されております古代の丘条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

この条例改定案で示されているのは、太陽の広場の使用料を定めることとキャンプ場の使用料を定めることですが、とにかく市の施設を有効利用し、小銭でも集められるところから収入を見込んでいこうということのようですが、それはそれで大切な心構えだと思います。その考え方についてお聞きしたいと思います。

最初に、長井市古代の丘条例第4条において、「許可を受ければ占有できる」としている条項であります。太陽の広場の使用料について、あの場所には遊具などもありますので、一般的に家族など休日にこれまで使用しているものや、児童館、保育園などで組織的に利用するときなどを有料化すると言っているのではないと思いますが、どのようなことを想定しているのかであります。これまでの使用の例で言うと、グラウンドゴルフなど占有する場合のことを指しているように思いますが、どのように理解すればいいのでありましょか。エリアの指定としては、遊具のある部分は外すべきと考えておりますが、いかがでありましょか。

体験交流センター及びキャンプ場の名称になっておりますので、交流センターの周辺にはキャンプ場として設置する考えのように提案説明をしていますが、一般的にキャンプ場というと、どこにでもテントを張っても構わないというわけではなく、大まかな位置を示すべきだと考えます。かなり急いで条例の準備をしたせいか、産業・建設常任委員会協議会の資料においても示されていませんので、ご説明をいただいた後に、不十分であれば再質問にお答えいただくことにしたいと思います。

最後の4番目の項になりますが、長井市情報ネットワーク贈収賄事件から学ぶものについてお尋ねいたします。

この事件は、昨年5月19日に収賄容疑で市の職員1人が、贈賄容疑でJANの社員2人の3人が贈収賄容疑で逮捕された事件であり、長井市にとっても事務のあり方まで考えさせられる事件だったと感じております。私の持っている資料とメモによりますと、7月9日が初公判、8月14日、第2回公判、12月は12日、19日、21日、25日の4回行われ、ことし1月24日、第7回公判、そして2月26日、第8回目で論告求刑公判が行われ、審議は終了し、判決は3月25日に言い渡される日程になっているようであります。

26日、論告求刑公判は、午後1時半から4時近くまで約2時間半でありましたので、私の小さなメモ帳で8ページにわたりましたが、印象に残ったポイントの部分を簡単に紹介したいと思います。検察側の主張は、わいろ性についてはパソコンなどは個人でなく、市に納入したと言っているが、使用状況は保存されているデータの割合は23.1ギガバイトで、全体の72.02%と高比率で、私的データを保存し続けた。自己の使用物と認識し、個人的にインターネットに接続していた。マウス大会のメールアドレスを個人のものにしていた。費目外で買ったのとは明確に異なる。インストール終了後、自宅に置いていた。ほかの費目外で買ったものが庁内に21台あるが、課長の決裁を得ている。これは、事前の了承として得ていない。内谷被告には、懲役1年6カ月、パソコンほか追徴金2万2,000円、高橋被告には、懲役1年2カ月を求刑するという中身です。

内谷被告の弁護人は、無罪を主張。わいろ性を認識した上でパソコンを入手したとは認められない。その理由は、両被告人の協議の存在、特別保守料98万7,000円、内谷のメモには40万7,100円が特別保守料27万円何がしで、37万円のおきが出る。その範囲内で費目外により購入するのは珍しいことではなく、職場の異動の場

合は、お土産として持たせる。パソコンの引き渡しも、内谷の勤務時間中、市の職場で引き渡されている。税務課の職場で使用されている。JANに損失を与えていない。費目外購入とはいえ、一定の利益が生ずる取引だ。佐々木証言の信用性にも大きな問題がある。費目外で買おうと高橋被告とメモで打ち合わせしたものを誤った認識の上、動いた。自白調書の中の特別保守名目は、佐々木社長を納得させるのが難しい。取り調べ官の誘導により自白させるのが容易だ。連日、夜10時ごろまで無理な取り調べで、9日目に自白させられた。

高橋被告の弁護人は、佐々木は社長職を退くことになっていることから、わいろを決断したとのことに合理性がない。高橋は、費目外の注文にこたえている。高橋被告の自白調書について信用性は認められない。2日間にわたって取り調べ、徹夜していた。昼休みの休憩を除き、夜11時ごろまで、40時間睡眠をとらせず、取り調べ、疲労からもうろうとする中、緊張を強いられ、数分前話したことを覚えていない状況の中で、早急に身柄を解放してもらうため、認める供述をした。取り調べ官に逆らっても何も得にしないと考えるようになり、ほかの供述者に合わせるようになり、虚偽の自白調書に応じることとなった。

以上のようなことが2時間半続きますが、自白調書そのものの信憑性については、言ったか言わされたかなどに時間を費やしておりますが、今の時代、取り調べの状況のすべてを記録する方法は何通りもあるわけで、制度上に問題があるのではないかと感じたところであります。地裁における判決は、今月25日になれば下されますので、それを待ちたいと思っております。仮に費目外であったとしても、行政事務のあり方としては正当とは言えませんし、そういう購入の方法をやむを得ず課長が決裁しなければならないような状況は避けなければなりません。

昨年の6月定例市議会予算総括質疑において私が、「市役所内の仕事に個人のパソコンが持ち込まれているのは不可解だ」、途中省略しまして、「構造に欠陥があるのではないか」との質問に対して市長は、「セキュリティーの関係あるいは仕事で使うパソコンが私物だったというようなことから考えますと、極めて事務体制としては問題がある。19年度にも何とか準備したかったのですが、残念ながら断念せざるを得なかった。しかし、ここは決断しなければならない。ほかを削っても整備していかないと、これからさまざまな問題が生じる可能性がある」と認識しています」と答えられていますが、20年度予算方針において選択と集中による施策の重点化を図ったと言っておりますが、個人のパソコンを持ち込んだり、費目外で買ったりしなくて済むような施策が講じられているものと期待をしていましたが、新年度予算書と説明資料を見る限り、そうはなっていないようであります。どの時点で、どういう予算で実現する予定なのかをお聞かせを願ひまして、壇上からの質問といたしたいと思ひます。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えいたします。私の方には3点ほどいただいたというふうに思っております。

まず第1点でございますが、地域コミュニティの強化策についてということで、かなめは地区長さんじゃないかということでございますが、全くそのとおりだというふうに思っております。にもかかわらず、このたびの条例の改正で地区長手当自身を削減するのは整合性がとれないということでございますが、これにつきましては、私も昨年の12月からことしにかけて、財政等に関する説明会を地区長さん、各地区ごとに開催させていただきながら、現状をお話しさせていただき、いろいろご理解をいただいたと、

ご意見をいただきたいというふうに思っております。その中で、やはり地区長手当というのは、報酬ではなく費用弁償だと。本当に市報の配布等々の業務につきましては、地区長さんの業務の中のほんの一部でございまして、大部分はいわゆる地元の市民の皆様、住民の皆様と行政をつなぐ役割はもちろんのこと、さまざまな地区の行事等々についての調整役という非常に重要な業務を行っていただいているわけでございます。そんなことから、協働のまちづくりに欠かせない存在であるということは、議員ご指摘のとおりでございますし、私もそのように思っております。

また、施政方針でも述べておりますが、それぞれの地区公民館につきましても、地域コミュニティの強化を含めて今後のあり方を検討しているということでございますけれども、地区公民館というのは、公民館長、また主事だけではなく、公民館のいろんな役員の方と、それからいろんな関連の団体がございます。子供育成会はもちろんこと、いろんなPTAとか分館連、あるいはさまざまな形での村づくり協議会とか、そういったものがたくさんあるかと思えます。そこを地区長さんも一体となりまして、地域内の協働のまちづくり、これを地区公民館を核として地域づくりの拠点としていくべきじゃないのかなというふうに私は考えているわけでございます。

そういった中で、今回の地区長手当のカットにつきましても、これまでも何回か見直しを図られた経過があるということでございます。このたびの削減につきましても、地区長の皆様からいただいた意見としては、「市の財政の状況が厳しい場合はいたし方ない、協力をせざるを得ないと思う」ということを言っていただきました。しかし、一方で、「隣組を含めて地区の再編も、行政側としてぜひ我々住民に働きかけるべきじゃないか」と。今まで行政側としまし

ては、地区の再編については、それぞれ地域のいろんな歴史的な事情等々ございまして、我々行政からはなかなか言いにくいというふうに思っておりましたけれども、地区長の皆様からは、そんなご意見もいただきました。

そんなことで、今回はやむを得ず削減をさせていただきますが、20年度以降については、65歳以上のひとり暮らし、あるいは65歳以上の方だけの世帯というのが非常にふえておりまして、合わせて1,500戸以上がひとり暮らし、あるいは65歳以上の高齢者世帯でございます。そういったことも含めると、地区長さんの役割というのはますます重要になりますし、また隣組、地区の再編ということも重要な課題になってくるだろうというふうに思っております。今回は地区長の皆様にはご理解をいただいて削減させていただきますが、今後、地区長さんと、あと行政とのあり方、あるいは地域コミュニティを強化するために、どのような方法を検討しなきゃならないかということも、またいろいろ議論を深めながら検討してまいりたいと思います。

2点目に入りたいと思います。児童センターの負担金と保育計画についてでございます。この件につきましても、蒲生吉夫議員がご指摘のとおり、やはり事前に保育計画を定め、そしてその定める際にも、保護者を始めとした、いろんな各層の方のご意見をいただきながら、行政だけでつくる計画ではないだろうというふうに思っております。しかしながら、全体的に作業がおくれてしまいまして、2月に皆様にお示しした内容については、中間報告的なものという感は否めないのかなというふうに思っております。保育計画の方針といった内容にとどまっているというふうに私も認識しております。そういった中で、今回の負担金というあり方あるいは料金が総体的に上がるという今回の案につきましても、残念ながら準備不足の部分も認めざるを得ないと思います。

しかし、料金体系につきましては、平成12年から何度か検討させていただき、あるいは行革の推進委員会の方からもいろんなご意見をいただき、今回何としても認可保育園の料金体系に合わせた形を20年度からとって、21、22、23、この3カ年ぐらいその後かけて延長保育やら、あるいは給食の部分を検討し、そしてそういったところから充実させて、認可保育園とほぼ同じようなやり方をしたいということで今回上程させていただきましたが、議員ご指摘の部分はごもっともなところもありますので、その辺はぜひご理解を賜れば大変ありがたいと、そのように考えてるところでございます。

あと最後になりますが、3点目の長井市情報ネットワーク贈収賄事件から学ぶものということでございます。議員の方からもございましたように、昨年の6月定例会で、私の方で、ぜひ20年度の予算の中でパソコンの導入を、一気に1人1台とはいかないまでも、最低限の台数は導入したいというふうにお答えしております。これからの方針でございますが、1人1台の端末整備について、情報化推進会議というものを設けております。これは、委員長が副市長でございます。そこで検討してまいりました。

それを受けまして、20年度の予算編成の際、いろいろ検討したところでございますが、個人対応の端末等については平成20年度当初予算ではなく、6月補正で対応させていただきたいなど、そのように考えてるところでございます。その主な理由として4点ほどございます。まず、第1点目でございますが、平成20年度は、現在アウトソーシングしております基幹系システム、これは行政事務で、窓口や税業務などでございますけれども、この更新時期に当たりましてシステム全体の見直しを図る必要があるということ。2点目が、システム更新時には業務端末の整備も必要になるということでございます。そして3点目が、新システムでは基幹系の業務端末と

情報系の端末が共用できるということがわかってきたということ。そして4点目、このタイミングに合わせまして、みらいねっとを接続する情報系端末の整備を行うのがコスト面、また業務負担面からして最も効率的と考えたために、残念ながら当初でなく6月補正で対応させていただきたいと、そのように考えてるところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐々木謙二議長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 地区長手当の方の削減の効果額についてお答えしたいと思います。

このたび地区長手当の平等割、世帯割、それから隣組長手当、そして地区長調整手当について削減させていただく予定にしておりますが、平等割につきましては、現在4万2,000円のところを3万3,600円、削減額といたしまして117万6,000円ほど、地区長手当の世帯割につきましては、1,050円のところを840円ということで185万1,000円ほど、そして隣組長手当につきましては、3,900円のところを2,000円とさせていただきます。削減額といたしましては235万5,000円というふうになります。合わせて538万2,000円ほどの削減というふうなところで見込んでおります。

なお、行政内部の削減効果といたしまして、新年度から市報発行回数を月2回から1回にというふうに考えておりますが、この部分で業務量といたしまして0.5人相当分の業務量が削減できるものかなというふうに考えておまして、この部分で400万円ほど、合わせて900万円ほどの削減効果というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

結論は市長の方から答えておりますので、私

の方からは情報ネットワークの今回の当初でなくて、6月ということで対応したいということの補足をさせていただきたいと思います。一部先ほどの蒲生光男議員の答弁とダブるところもありますが、ご了承いただきたいと思います。

今回の現在進めてます共同アウトソーシングの進捗については、先ほど申し上げたとおり、庁内ではITコーディネーターなり情報化推進会議の作業部会等々で評価させていただいていると。また、その一つの方策として、置賜全体での共同化、先ほど割り勘効果のある電算というふうな表現をさせていただきましたんですが、広域の段階で検討させていただいているということでもあります。

その検討の中で、各社の方から提案されたものがあります。それを見ますと、基幹系システムの構成として、今までと違ったタイプなんです、ウェブシステムということで、平たく言うと、インターネットの上で、あるウェブサーバーの方に処理ができるということで、それさえあれば処理ができる、特別なソフトが要らないというようなシステムがもうできてるというようなことをお伺いしました。ということは、そこにさえつなげば、今、市民課なり税務課の方でデスクトップのタイプで処理してる端末がインターネット上を使ってウェブにつながるわけなんで、1台の端末で両方の機能が果たせるということが可能になってくるというのがわかったわけなんで、そこを踏まえまして、ならば、台数の方が少し効率的に整備できるのではないかというような結論に達しております。

広域のシステムの内容がとうなるかの報告は、先ほど申し上げたとおり、3月25日あたりをめどに出したいというようなことでございますので、予算編成中にはやはり数字がまだ確定できない状態でおりましたので、若干時間はおくれますが、6月の補正対応で行っていききたいというふうに思っています。少し4月から6月の間に

タイムラグといいますか、時間があくわけなんですけれども、やはり情報セキュリティーの方の対策を十分行いながら、個人情報の保護等にも努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 先ほど児童センターの件につきましては、市長がお答えしたとおりがすべてでございますけれども、保育計画につきまして何とか19年度中に福祉事務所の方でつくり上げていきたいというふうに考えておりました。しかし、12月の議会におきまして通告いただいた中では、「庁内だけの検討でつくるのはちょっと不十分なのではないか」というふうなご意見もいただきまして、私どもの考えを示しながら、保護者とか地区のお考えをいただきながら反映していきたいというふうに考えて、今回の「児童センターのあり方」というふうな、先ほど議員がおっしゃったような中間報告的なものを示させていただいたというふうなことであります。

負担金についての考え方といたしましては、平成12年度から据え置かれておるわけでございます。基本的に児童センターでの保育の方法も認可保育園に準じたような中身で行っておりますことから、児童センターの保護者さんとの料金の不公平感がなくなるようにしたいというふうな考えで、一応の積算をしたわけでございます。そのような中身を今後予定しております各児童センターの保護者の皆さんとのお話、説明会を開催していく予定でございますので、十分に説明させて、同意をいただいでいくつもりであります。

以上です。

○佐々木謙二議長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 お答えいたします。

長井市古代の丘条例の一部改正に関しまして

占有使用を想定している費用はというようなことでありますが、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、グラウンドゴルフなど面的利用につきまして占有許可及び有料化を想定いたしているところでございます。

次に、占有対象エリアから遊具部分を外すべきであるというふうなご意見でございますが、従来、今までもグラウンドゴルフ等の占有許可を認めてきておりますけれども、遊具利用に支障があったということは伺っていないところでございます。遊具利用者に支障がない形でコースどりなど協調的な利用が可能であったというふうなことでございますので、今のところ除外というようなことまでは考えていないところでございます。

なお、許可に当たりまして遊具利用者等へ配慮をしていただきますよう、指導を徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、最後、キャンプ場の位置を指定すべきであるというふうなことでございますが、キャンプ場につきましては、従来、梨の木村で行われておりましたテント等によりますキャンプの代替地というようなことで考えたものでございます。体験交流センターの南側、中里堤というふうなところに設ける予定でございますけれども、予定地につきましては芝生が張られておまして、テントを3ないし5区画の指定をいたしまして、それ以上利用が必要な場合には、その区画の周囲を利用させていただくというふうなことを検討いたしているところでございます。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 ご答弁ありがとうございます。一番最後に遠藤農林課長からお話がありましたように、遊具の方については影響が出ないようにということで答弁いただいておりますので、借りる人には、そういうふうにご指導

いただきたいというふうに思います。

キャンプ場の方というのは、私は、逆に芝生の張ってないところになるのかなと思ってたんですね。テントを張るときってというのは、周りを雨水が流れるように掘るんですよ。ですから、逆に芝生の上でなく、芝生の上の方が寝心地いいですよ、クッションになって。けども、一般的には、そうしないんだと思います。そういうこともあるので、梨の木平キャンプ場がなくなるので、そうするというのは大変いいことだと思いますが、一程度張っていいところをきちっと指示すべきでないかというふうに私、思うんですね。梨の木平キャンプ場、要するに体験キャンプ場の方も想定して条例がつくられていますので、一定のキャンプにはこの条例で対応できるようになってるんですね。その辺だけ、もう1回お答えください。

○佐々木謙二議長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 お答えいたします。

区画指定につきましては、先ほど申し上げましたように、レンガ等を利用いたしまして3ないし5区画の指定地を指定するというようなことで考えているところでございます。それ以上の利用があれば、徐々に増区画といいますか、そういったことも検討していきたいと思っております。

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 最初の件で総務課長にお伺いいたしますが、地区長さん方に説明したときに、均等割のところを例えば30世帯くらいのところでも、条例的にはおおむね30世帯になってますね。300世帯のところも、ここの額が同じではぐあい悪いのではないかと、こういう意見があったように聞いてるんですね。ならばということで先ほど言ったんですけども、均等割と平等割のところを総額を同じにして比率を変える方法だってあるんじゃないでしょうかというふうに私は提言してるんです。というのは、

地区長調整手当というのがありますね。ここは中央地区以外のところは余り該当しないんですよ。私のところ、西根地区で言いますと、普通は1年交代のところもありますよ、地区長が1年交代というところもあります。副地区長を2年やって、正地区長を2年やって、それで上がりです。ですから、この手当を継ぐ人はだれもいません、ほとんどが。これまでありましたよ、10年近くした人もいますから。ありますけれども、極めて特殊な例だと思います。

その意味では、ここの部分というのは、ほぼ中央地区の役員、長く担う人に該当するんでないかなというふうに思っているのと、先ほどどれぐらいの減額になるかという計算した中で、地区長手当の部分は単純に20%引いて計算していくと幾らというふうに出ていて、私も計算してみたんです。地区長調整手当を20年からは、基本はゼロですからね、経過措置を持ってるだけで。ゼロと計算した場合に、要するに隣組長手当の50%マイナスを計算してみたときに、全体で何%の減額になるのかと計算したら、33%なんです。そうすると3分の1になるということなんです。総務課長、どういう計算したかわからないんですが。

要するに地区長手当のところの19年度と20年度の比較、それと調整手当はゼロとした場合に、隣組の減額1,900円減額ですね、1組当たり。それで計算すると、33%の減額になるというふうにしたんです。あんまり急激過ぎないかなという感じを持ってるんですね。配布物を1回にするからという理由のようですけども、それだけでなく、地域内の配布物もいっぱいありますから、別にそこは1回にしたから、2回にしたからって言ったって、地区長の仕事は変わるわけでも何でもないんですよ。これで生活してる人はいないですから、心配ないんですけども、やはり地域のコミュニティを大事にしていこうとする考え方とやっぱり大きく乖離があるんで

はないかというふうに私、考えてるんで、質問したんですけども。手当の平等割、均等割のあたりについて、どんな声があったんですか。それを解消する方法として全体を下げるという、これもまた矛盾する話だなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木謙二議長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答え申し上げます。

先ほど市長からも申し上げましたように、昨年の11月の末から地区長連合会の代表の方、衛連の代表の方、納連の代表の方に財政問題、財政の状況についてご説明をする会を設けまして、その後、各地区、全地区にわたりまして地区長さんにお集まりいただきまして、説明申し上げました。あわせて今年度からの地区長手当の削減につきましてもご説明申し上げまして、大方ご理解を賜ったのだというふうに思っております。

今ご質問ありました地区でございます。これにつきましては、地区長設置条例の規則の中で、おおむね30戸以上というふうなことで地区の規模を定めております。地区につきましては、本来行政の方でどうこう言える立場には、しんしゃくする立場にはないというふうに思っております。各地区で統合するとか、そういったものについては行政の方でも支援するというふうな形をとってまいりたいというふうに思っておりますし、その説明会の中でも、そういった地区長さんからの話などもありましたので、さらにこの4月から新たに地区を統合するので、そうした行政での支援をしてもらいたいというふうなお話などもありました。それを受けまして、地区の統合に係る市の支援策ということで、20年度中にそうした要綱的なものをつくって、20年度の4月から適用できないかというふうなことで、これから考えていきたいというふうに思っておりますが、平等割、この部分についても、地区の少ないところについては、そうした

ところも配慮しながらというふうなところもありますけれども、今回の地区の統合の支援にあわせて考えさせていただきたいというふうなことでございます。

隣組長手当の部分について、2分の1というふうなこともありまして、全体で33%相当というふうなことになったというふうなことだと思いますが、長井市の財政事情に合わせてご協力させていただきたいというふうなところが趣旨でございますので、その部分を含めてご説明申し上げて、ご理解を賜ってきたのだというふうに理解しております。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 地区長さん方に市長が行って説明すれば、だめだと言う人はだれもないと思います。そういうもんだと思います。どうしてかという、ずっとやってるわけじゃないから、交代するから、しょうがないと言ってしまえばそれで終わるんですね。みんな立派な人ばかりだから、うんと理解が得やすいんだろうというふうに思いますけれども、けど、隣組長というのは、五人組と呼んでいるから5世帯ぐらいが平均的なんだろうと思いますけども、多いところは10世帯超えてるところ、少ないところは、私のところは3世帯というのはあるんですよ。最初から3世帯じゃないんです。なくなってきて3世帯になったんですね。そうすると、隣組長も2年交代だとか、そういうふうになってくるんですよ。隣組というのは本当に隣で、声かければ届くようなところばかりじゃないんです。1回隣組世帯回って自分のうちへ戻ってくると、1キロ超えるところって結構あるんですよ。私のところもあります。川原沢から川を越えて、寺泉分に入ってるうちなんかあって、1キロなんて超えてるところがあるんです。ですから、一律にいかないというふうに思うんですね。ですから、地区長さんとい

うのは、自分の地区ですから、それも何年もするわけじゃないですから、まず2年ぐらい頑張ってる我慢してするべというふうになるんだと思いますが、それは余り納得得られたというふうに考えてもらってもちょっと困るんじゃないかというふうに思っているんです。それはそれぐらいにしておきます。

児童センターの負担金の部分であります、2万5,600円、一人頭平均値上がりするよというふうに言ってるんですね。91%の方が4段階の中で値上がりする方に入ってるんです。1万6,000円と1万9,000円の中に入ってるんですね。91%の人だと思いますね。第2段階に所属する人っていうのは、それぐらい少ないんです。ですから、全体的に高くなるんだと思います。私はやっぱり理解がなかなか難しいんじゃないかと思ってるのは、保育に欠けない児童も児童センターに入所できるようにしてる。これは、長井市の施策としてはすごいことだと思うんです。保育に欠ける児童でないとい入園できないという保育所と違って、児童センターは保育に欠けない児童も入所できるんですね。

それで、認可保育園と合わせるというふうに言ってみましたけども、今回のじゃあ施策の中で、1万9,000円を第4段階に払う人が69%いるんですね。今回278人の申し込みの中で69%でしょう。すると、その入所する中で、2人目は半分になるんですね。半額、2分の1です。そこまでするんですよ。けど、3人目というのはゼロなんですね、1万9,000円に所属にする79%の中で。当然そうなんです。認可保育園と合わせるんであったら、市内の認可保育園と児童センターに通園する人の3人目をゼロにできるんですかと、そういう施策でないんですよ、今回のやつは。市長、おわかりだよ。年子で3人産まない限り、児童センターに3人というのはないんです。あと双子がいて、下に年子でいるだとか。

+

(「未満児がいるから」の声あり)

○17番 蒲生吉夫議員 未満児もですね。それと、はなぞの保育園と西根児童センターに2人と、こういうところについては何もないんですよ。だから、施策としては、今回はかなりやっぱり急いでやったのかなという感じを私は持っているんですけども。

基本的には、私は、児童センターの性格というのは、本当に集団生活によって学べるものがとても大きい。なので、保育に欠ける児童も入れる。ここがやっぱりすぐれてるところだと思うんですね。値段をそこに合わせると言うけども、簡単に言うと、一人頭平均月額2,000円ずつ上げるためにだけ今回提案したんでないかというふうに見えるんですよ。ずっと割っていくと、そういうふうになるんです。月2,000円の値上げになっていくんです。その意味では、どうせ値上げするんだったら、おやつ代入れて1万5,000円から1万7,000円ですと、簡単に言った方がうんとわかりやすいんですね。いろんな理由をつけなきゃいけないから、こういうふうな提案になったんだと思いますけども。私は、やっぱり基本的には保育計画をきちっとつくって、その上で料金もいじっていくというようなことでないとぐあいが悪いんだと思いますが、多分私と市長、そんなに意見は違わないと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木謙二議長 内容重治市長。

○内容重治市長 お答えいたします。

まず、私は料金値上げはしたくありません。もちろん議員の皆さんもそうだと思います。また、先ほどの地区長手当の削減なんていうのはもってのほかだと思っております。しかしながら、それをしないといけないような状況だと。ですから、昨年、19年度に下水道料金を値上げさせていただきましたけども、あれもずっと前の為政者がしなかったと。しかし、どこかの時点でしなきゃいけない。それが私の番だという

ことで、そういう意味では市民の皆さんからおしかりをいただきますし、議会の皆さんからも反発されるだろうと。しかしながら、そうしないといけないということで、20年度、正念場というふうに言ってきたわけでございます。そんなことから、蒲生吉夫議員と考え方は全く私も同じです。

残念だったのは、やはり前もってきちんと保育計画をつくって、そしてそれをきちんとたたきながら、20年度からどういうふうになれば一番保護者の理解も得ながら、財政状況も見ながら料金体系をつくれるかというところの部分が議論が不十分だったというよりも、おくれたということについては、返す返す残念ですし、市民の皆様にも議会の皆様にも本当におわびしなきゃならないというふうに思っております。

ただ、やはり吉夫議員と一緒になんですが、児童センターのいいところは集団保育をしているということでございますね。しかし、将来、お母さんの皆さんの要望としては、3歳児未満、ゼロ歳から預かってもらいたいと、しかもまちの中央でなくて郡部でもそういうことをしてほしいという要望が根強いんだろうと思いますので、やはり上げさせていただくとしたら、認可保育園に将来的には一緒になるような、そんな方向で提示させていただき、なおかつ矛盾あった、例えば今、認可保育園に入れて、後こちらの今度児童センター、認可保育園と同じような形になった場合、その料金体系がどうなるのかというところについては、もう少し検討しなきゃならないと思っております。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 蒲生吉夫議員に申し上げます。持ち時間が少なくなっておりますので、簡潔にまとめて質問してください。

○17番 蒲生吉夫議員 わかりました。そのようでありますので、最後に1点だけ企画調整課長にお伺いいたします。

6月の補正予算でパソコンの環境を整備するというふうに答えられております。きょう、なぜ裁判のところの一部分を抜いて報告したかと申しますと、要するに費目外だと、こんなのいわげがないんですよ。費目外で買ったパソコンなんて。備品じゃないですから、台帳にも載らないんですね。ないことになってますね。それと、個人のパソコンを役所に持ってきて仕事をしているというふうに、今年の段階ではそういう質疑をしてるんですね。今回、この整備を6月にするというふうに答えてありますけれども、これで費目外も個人のパソコンの庁内持ち込みも必要なくなるように整備ができると、こういうふうになりますか。

○佐々木謙二議長 松木幸嗣企画調整課長、簡潔に答弁願います。

○松木幸嗣企画調整課長 市長が申したとおり、最初は個人対応の端末から入りたいと思っております。

○佐々木謙二議長 次に、政党代表質問を行います。

順次ご指名いたします。

藤原民夫議員の質問

○佐々木謙二議長 順位4番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、日本共産党を代表して質問をするものであります。

まず、この4月から実施が予定されております後期高齢者医療制度について、市長並びに係課長に質問をするものであります。

市長は施政方針の中で、「75歳以上の高齢者の方々を対象とした独立した新しい医療保険制度である後期高齢者医療制度が全国一斉にこの

4月からスタートいたします。制度の運営主体は県の広域連合となりますが、市の役割として各種申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡し、保険料の徴収などがありますので、市民の皆様が戸惑うことのないよう、体制に万全を期してまいります」というふうに述べておられます。

この件で、初めに、アメリカの医療制度の異常さを告発する映画で、題名が「シッコ」という映画が今、大きな話題を呼んでいるということでもあります。私もまだ見たことはありませんが、解説によりますと、この映画は、治療費が払えなくなって家を売り、娘夫婦の物置で暮らす老夫婦、また医療費を払えず、病院から追い出され、路上に打ち捨てられる老人、そうした現代アメリカの医療崩壊を告発する映画ということではありますが、後期高齢者医療制度の仕組みや問題点が広く知られるにつれて、このまま実施されたら大変なことになるという世論が急速に広がっている日本の現状と重なっているからだと思うのであります。

このように後期高齢者と言われる方が言っておりますが、「私たちは、焼け野原だった日本を必死に働いて復興させた世代だ。後期高齢者医療制度を知ったとき、その私たちが今、国から捨てられようとしていると思いました。悔しい」。医療制度に関する学習会の席上で出席者から述べられた声であります。この制度に対する高齢者の怒りは、負担増への怒りだけではありません。75歳という年齢を重ねただけで差別される。国保や健保から追い出され、そして別枠の制度に囲い込まれ、過酷な保険料徴収が行われ、診療報酬も別建てとされて、保険医療が制限されるなど、人間としての存在が否定されたような扱いを受けることへの深い憤りなのであります。

市長にお尋ねいたします。昨年12月に長井市議会において、平和センターなど市内の団体か